



日本技術士会中部本部静岡県支部年次大会資料

(2025 年度・通算 10 回)



日時 2025年5月31日(土)14:00～16:30
場所 静岡県男女共同参画センターあざれあ 501会議室
Zoom を利用した Web 配信を併用

目次

第1号報告	2024年度事業報告並びに収支決算	P. 1
第2号報告	2025年度事業計画収支予算	P. 15
第3号報告	県支部役員体制・協賛会員	P. 22
その他報告	部外との協定、加入団体、県支部規約改定について	P. 24
資料1	日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画（SAPD）（抜粋）	P. 45
資料2	2022年度台風15号被災者支援活動報告書（縮刷版）	P. 48
資料3	発災時における現地支援活動マニュアル	P. 51
資料4	中部本部静岡県支部外部依頼対応要領（改訂版）	P. 53
資料5	県支部内規（追加）	P. 58
資料6	技術者倫理研究会の発足について	P. 59

第1号報告 2024年度事業報告並びに収支決算

1. 事業報告

2024年度事業概要は以下のとおりである。

(1) CPD活動

- ・会員の継続研鑽のため、年次大会も含め、CPD例会を6回実施した(講演会5回、見学会1回)。
- ・講演会は、いずれも対面とオンラインのハイブリッド方式で開催した。多くの方々に参加していただくため引き続き精度を高めていく。
- ・参加者アンケート、会員からの要望に応え魅力あるCPD例会としていく。

(2) 防災活動

- ・2024年度は、静岡県および静岡市との「災害時の支援協定」にもとづく活動要請は無かった。
- ・2022年9月23日から24日にかけて発生した台風15号水害・土砂災害について、静岡県災害対策士業連絡会の被災者支援活動の一環として、静岡市駿河区内の現地調査を2025年5月15日及び16日に実施した。詳細は「資料2 2022年度台風15号被災者支援活動報告書(縮刷版)」を参照のこと。
- ・2024年8月30日に開催された静岡県災害対策士業連絡会の理事会に参加した。

(3) 社会貢献活動

・テクノロジーカフェ

会場のシニアライフ支援センター「くれば」で当支部会員が講師をつとめ市民を対象に科学技術等について講演するテクノロジーカフェを2024年度は、2か月ごとに計6回開催した。なお講演は対面で実施するとともにZoomによるハイブリッド形式で行った。

詳細は、6.の委員会報告(3)社会貢献委員会を参照。

・理科支援授業

2024年度は、県内の小学校6校、県外小学校3校、計9校から授業要望があり、全て実施した。

(4) 事業開発活動

- ・静岡県経済産業部農地局農地整備課が所管する排水機場の電気設備等の鑑定に対し電気関係技術士を派遣した。
- ・静岡県中小企業団体中央会ものづくり支援センターからの技術者紹介依頼に対応し、ものづくり補助金の審査支援業務を受託した。
- ・一般社団法人静岡県環境資源協会 静岡県創エネ・蓄エネ 技術開発推進協議会のコーディネーターに技術士を派遣した。
- ・静岡県信用保証協会と静岡県支部は新たに中小企業等への技術支援に関する覚書を締結した。

2. 日本技術士会静岡県支部会員の状況 (2025年3月末現在 日本技術士会資料)

名誉会員 3名 磯部俊夫氏 (金属)
北本達治 (化学、総合技術監理)
小針輝夫氏 (電気電子)

正会員 266名 (全国 16,313名) ※名誉会員を含む
準会員 79名 (全国 3,078名)
計 345名 (全国 19,391名)

※2024年度に比較し会員の増減は正会員 変わらず、準会員 1名増 計 1名増

協賛会員 18社 (年会費1口会員 14社、同2口会員 4社)

会員数は2025年3月末現在、() 書きは全国

部門		正会員 (名)	準会員 (名)
1	機械	50 (1,813)	23 (584)
2	船舶・海洋	1 (20)	0 (8)
3	航空・宇宙	0 (76)	0 (43)
4	電気電子	24 (1,826)	12 (456)
5	化学	11 (441)	12 (212)
6	繊維	2 (98)	0 (9)
7	金属	10 (354)	1 (72)
8	資源工学	0 (50)	0 (11)
9	建設	97 (7,041)	18 (1,039)
10	上下水道	18 (1,117)	6 (271)
11	衛生工学	4 (548)	0 (135)
12	農業	6 (871)	4 (165)
13	森林	9 (336)	1 (61)
14	水産	1 (202)	2 (40)
15	経営工学	13 (529)	0 (164)
16	情報工学	6 (752)	6 (419)
17	応用理学	18 (855)	3 (158)
18	生物工学	9 (205)	6 (138)
19	環境	12 (536)	3 (473)
20	原子力・放射線	0 (218)	0 (38)
21	総合技術監理	50 (4,429)	0 (49)
合 計		341 (22,317)	97 (4,545)

※複数の資格を保有している方がいるため延べ人数

3. 2024年度年次大会

日 時：2024年6月1日 (土)

場 所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」及びオンラインを併用し開催

出席者数：年次大会39名 (正会員35名、協賛会員4名)

特別講演56名 (正会員51名、協賛会員5名)

報告事項：第1号報告～第3号報告、その他報告について報告

特別講演：

演 題 「大規模災害時の専門士業の社会的役割 ―能登半島地震と大規模水害を例に―」

講 師 中央法律事務所 弁護士 永野 海 氏

4. 支部例会等の報告

開催日	講演テーマ	講師名（敬称略）		参加者
2024. 8. 17	量産EV 発売から 15 年。EV の現在地	株式会社モズラボ 代表取締役 (元明電舎)	森田一徳	52 名 (内一般 0 名)
	静岡県の地層と新エネルギー ～温泉メタンを活用した分散型エネルギー生産システムの社会実装～	静岡大学グリーン科学技術研究所・理学部地球科学科/教授	木村浩之	
2024. 10. 12	持続可能な自然環境と社会を創造するための技術	東海大学名誉教授	田中博通	35 名 (内一般 1 名)
	静岡県内の河川事業インフラ整備と今後の展開	市川土木株式会社 土木部参事	佐々木元	
2024. 11. 6	(株)明電舎沼津事業所「GX 特高変電所」「技術研修センターManabi-ya」	(株)明電舎水インフラ技術本部 技術部部長	森 竜也	17 名 (内一般 1 名)
2024. 12. 7	浜名湖の漁業・養殖業の概要とその研究について	静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場/研究科長	鈴木朋和	29 名 (内一般 2 名)
	土に棲む微生物の世界と食糧生産・気候変動（私たちの暮らしを支える土壌微生物のお話）	静岡理工科大学理工学部物質生命科学科/教授	齋藤明広	
2025. 2. 22	企業不正・不祥事から技術者倫理を考える」Ver 3	T S U R U 総合技術・安全 コンサルタント事務所/所長	鶴田忠志	43 名 (内一般 0 名)
	価値観の真意をさぐる、事例紹介	馬淵技術安全建築事務所/所長	馬淵大幾	

※参加者数は講師を除く。

5. 地区ブロック活動

◆東部地区例会

日 時： 2025年3月1日(土)

例会テーマ： 沼津まちなか歴史散策と沼津駅前ビール醸造を学ぶ

場 所：① 沼津駅近く 散策 城岡神社～沼津城本丸跡～旧東海道～大手門跡～丸馬出門跡

※ガイド役： 沼津郷土史研究談話会(沼津史談会) 幹事 高島茂樹様

② Masters Brewing 沼津駅前醸造所見学 <https://masters-brewing.com/>

参加者： 9名

◆中部地区例会

日 時：2025年 3月1日(土)

例会テーマ：「ガイアフロー（ウイスキー） 静岡蒸溜所」と再生可能エネルギー開発の最前線

場 所：ガイアフロー（静岡市葵区落合555）

参加者：8名（一般1名）

◆西部地区例会

日 時：2025年 3月22日(土)

場 所：花の舞酒造（浜松市浜名区宮口632）

見 学：花の舞酒造見学 自由討議

参加者：5名

6. 委員会報告

(1) CPD委員会

- ・会員の資質向上を踏めるため、例会を4回、見学会を1回、計5回開催した。
講演会の講師は9名（外部講師6名、会員3名）
参加者は延べ176名（内一般4名）。
- ・講演は、参加者からのアンケートやCPD委員会の議論を経て、「気候変動対策」に貢献する「エネルギー技術」、「命を守り社会経済を支える土木技術」、身近な「水産資源と土壌微生物」の活用、事例から学び・考え・伝え聴く「技術者倫理」をテーマに実施した。
- ・講演会、見学会に続いて親睦会を実施して、参加者の親睦を図った。
- ・会の企画、準備のため、委員による打合せを対面1回、例会の都度メールで調整・確認した。
講師との講演内容対面確認3回、WEB確認4回実施した。
- ・例会の概要を会報やホームページ、MLを通じて情報提供した。なお見学会概要は、中部本部広報誌「技術士“ちゅうぶ”」を通じて中部4県の会員に情報提供した。
- ・ハイブリットセミナー向上のための配信備品を整備した。
- ・各分野の技術士CPDの要請に確実にこたえるため資質バランスを考慮したテーマ選定に努めるとともに遠隔参加者の質疑環境の改善を検討する

(2) 防災委員会

2024年度は防災研究会と連携して、以下の事項をおこなった。

- a. 台風15号水害・土砂災害について、静岡県災害対策士業連絡会の被災者支援活動の一環として静岡市駿河区内の現地調査を2024年5月15日及び16日に行った。（日高・山之上会員）詳細は「資料2 2022年度台風15号被災者支援活動報告書（縮刷版）」を参照のこと。
- b. 8月30日に開催された静岡県災害対策士業連絡会の理事会に参加した。（加藤支部長・馬渕）

(3) 社会貢献委員会

a. テクノロジーカフェ

2024年度は計6回、静岡市内のシニアライフ支援センター「くれば」(以下「くれば」)会場とオンラインZoomのハイブリッド形式で行った。主催は従来通り、NPO法人静岡団塊創業塾(原田理事長)が行なっており、「くれば」の活動プログラムに組み込まれている。

具体的な内容は、静岡県支部の専門委員会で講師、題目などを決定した。昨年度の参加者数は総勢73人(昨年度より6人増)、一般の参加者数は34人(昨年より2人増)であった。また、テクノロジーカフェへの参加者については最大15人、最小で9人、平均12.2人(一般5.7人)の実績となった。

専門員会議で来期の講師選定を行うが、今まで通り会員の専門分野に特化した題目で行う場合

とは別に、社会貢献事業として行われている理科授業のテーマを取り上げ、シニア向けにストーリーを展開していく手法も新たに取り入れることにしている。

昨年度の決定事項であるが、運営に関して、講演場所「くれば」に講師の方が来場し講演する場合を考慮し、交通費の支給を行うこととする。

2024 年度テクノロジーカフェ実績

日付	講師名	題目（内容）	参加者数
2024. 4. 18	深澤陽子会員 （建設部門、総合技術監理部門）	「参加のまちづくりと理科授業の意義」	15 人 （一般 6 人）
2024. 6. 20	大嶽陽一会員（電気電子部門）	「電気火災の発生原因とその防止策」	13 人 （一般 6 人）
2024. 8. 8	杉山武彦会員（応用理学部門）	「日本の食と新しい農業のやり方と私」	10 人 （一般 6 人）
2024. 10. 17	小川浩一会員（生物工学部門）	「長寿国、日本の食と健康～最新の話題を含めて～」	12 人 （一般 7 人）
2024. 12. 18	吉田建彦会員（経営工学部門、機械工学部門、総合技術監理部門）	「振り子の実験と応用例」	14 人 （一般 4 人）
2025. 2. 20	齋 強志会員（上下水道部門）	「水辺の街づくりと流出抑制の街づくり」	9 人 （一般 5 人）
合 計			73 人 （一般 34 人）

b. 理科支援委員会

会員講師により下記の理科特別授業を実施した。本年は会員から講師補助を募集し、講師とペアで授業を実施していただいた。実施に当たっては社団法人 日本技術士会科学技術振興委員会、公益財団法人山崎自然科学教育振興会より活動資金支援をいただいた。

県内小学校：

- 5月 熱海市立初島小・中学校（安田英人）
「マイクロビット（コンピュータプログラム）を動かしてみよう」
- 9月 富士宮市立上野小学校（秋山尚之・萩原利行）
「土地のつくりと変化（地層と防災）」
- 9月 長泉町立北小学校（北本達治・小松加奈・田中寛）
「二酸化炭素・ドライアイスを使った実験で化学を楽しもう」
- 10月 裾野市立南小学校（深澤陽子・秋山尚之）
「土地のつくりと変化（地層を構成する「れき・砂・泥」の標本づくり）」
- 11月 焼津市立東益津小学校（深澤陽子・卯川裕一）
「土地のつくりと変化（地層を構成する「れき・砂・泥」の標本づくり）」
- 11月 伊豆市立修善寺東小学校（岡井政彦・小松加奈）
「エコキャンドルをつくってみよう」

県外小学校：（静岡県支部の会員が行った授業を掲載）

- 7月 豊明市立館小（安田英人・野々部顕治）
「プログラミング的思考を学ぼう」
- 10月 田原市立高松小学校（野々部顕治・岡井政彦）
「太陽と地球と月の関係（月の満ち欠け、月食）」
- 12月 知多市立つつじが丘小学校（野々部顕治・岡井政彦）
「太陽と地球と月の関係（月の満ち欠け、月食）」

(4) 事業開発委員会

a. 静岡県関係への対応について

- 1) 経済産業部の出先機関である農林事務所が発注する電気設備等の鑑定を支援するため、農地局農地整備課からの電気関係技術士の派遣依頼を受け、会員4名(大嶽陽一会員、岡井政彦会員、鈴木大介会員、鈴木敏弘会員)を推薦し対応した。
- 2) 交通基盤部建設支援局建設業課が所管する静岡県建設工事紛争審査会の委員については平野忠幸会員が就任しているが、2024年度は該当案件がなかった。
- 3) 一般社団法人静岡県環境資源協会より静岡県創エネ・蓄エネ 技術開発推進協議会のコーディネーターの派遣依頼を受け岡井政彦会員が対応した。

b. 関係市町について

- 1) 牧之原市との包括協定 (2015年11月30日包括協定締結)
2024年6月 公園公共建築課から依頼を受け、山之上誠会員と岩田良明会員が「牧之原消防署駐車場 アスファルト舗装の修繕」に対する助言を行った。
これで牧之原市への技術支援は、協定締結以来延べ16件を数える。

c. その他

- 1) 静岡県中小企業団体中央会ものづくり支援センターからの補助金申請書類の技術審査依頼について延べ16名の会員が審査を担当した。
- 2) 公益財団法人静岡県産業振興財団からの企業継承案件の技術評価に関する技術者の紹介依頼に対しては、案件の守秘性が高いことから2022年度より静岡県支部内に事業開発委員会登録会員制度を設け、案件ごとに事前に登録した会員から適切な技術者を選考して紹介している。
しかし、2024年度は静岡県産業振興財団から企業継承案件の技術評価の依頼はなかった。
- 3) 静岡県日中友好協議会
2024年7月「日本専門家・浙江訪問事業」にて日本の製造業分野に関する専門家派遣が要請あり、平野富夫会員を日中友好協議会に推薦したが、本事業の開催が見送られた。
再び2025年2月「日本専門家・浙江訪問事業」にて日本の製造業分野に関する専門家派遣の要請を受け、小久保勝会員を日中友好協議会に推薦したが、続けて本事業の開催が見送られることになった。
- 4) 静岡県信用保証協会
2024年10月30日(水) 静岡県信用保証協会と静岡県支部は中小企業等への技術支援に関する覚書を締結した。同日、同協会の吉林章仁会長、県支部の加藤信之支部長が出席して、静岡市葵区の同協会会議室にて調印式を執り行った。

(5) 広報委員会

a. 会報の発行

毎年定期的に会報の発行を行っており 2024 年度は通常どおり 4 回発行した。2024 年 3 月までの発行回数は静岡県技術士協会から通算し第 185 号であり、日本技術士会中部本部静岡県支部となつてからは第 36 号である。

b. 会員メーリングリスト

支部会員向けのメーリングリスト(以下、ML)の運営を行っている。ML 配信を希望する会員は事務局に申請することで ML の配信を受けることができる。

c. 支部ホームページ

ホームページを 2024 年 3 月に全面リニューアルし、会員相互の情報共有を図るとともに SNS を通じた情報発信も行っている。

d. 支部活動の情報発信

CPD 講演会をはじめ防災委員会、理科支援委員会、各種研究会など支部活動の動向についても会報やホームページ、ML を通じて情報提供した。

7. 研究会報告

(1) 防災研究会

2022年9月23日～24日に静岡県を襲った台風15号は東部、中部、西部に甚大な被害をもたらした。静岡県災害対策士業連絡会は弁護士会を中心に被災者の生活再建に向けて2年に亘り被災者への相談事対応活動を行った。当支部も連絡会の一員として支援活動に参加し、特に地盤や建築物関係の相談では貢献できた。士業連絡会の当該活動は2024年10月で終えたので、当支部の活動を一冊にまとめて報告書とし、ホームページにも記載した。

(2) 小学校の理科特別事業としてのプログラミング教育研究会 （会長：岡井政彦）（休止中）

(3) オープンCAE研究会の産業研究会 （会長：小南秀彰）（休止中）

8. 日本技術士会中部本部の委員会報告

(1) 副本部長報告

役員会準備のため総務委員会、事務局会議を年6回、役員会を6回開催した（会場とオンラインのハイブリッド開催）。

主な活動内容は、理事会報告、地域副本部長会議報告、統括本部委員会の決定事項報告である。具体的には、2023年度決算、2024年度予算の承認、2024年度日程調整（中部本部委員会と4県支部行事の調整）等を行った。

(2) 倫理委員会

- ① 倫理委員会では、技術者の倫理実践力向上のため「倫理実践力開発普及会」が中部本部登録グループとして活動しており、静岡県支部から4名参加している。9月15日のPrj.「自由議論の場」では静岡県支部・吉田会員が「技術士・技術士会と防災活動」と題して講演した。同内容は県支部会報2024年度12月号にも抜粋を記載し、ご覧いただいた興直孝先生（元静岡大学学長）からコメントをいただいた。
- ② 倫理委員会には女性技術士はおらず、世の中の流れから遅れている旨、吉田から問題提起した。倫理委員会比屋根氏が静岡県支部・松世会員に声掛けし、「ジェンダーを考える集い」を2月27日Zoomで行い女性3人、男性4人が参加した。その結果今後「中部ジェンダー+を考える集い」をサロンのように運営していくことになった。その後も3回実施している。

(3) 企画委員会

中部本部年次大会及び新合格者説明会を、対面式で企画・開催した。会議後の交流会は、技術士間の交流を計る歓談の場として盛況であった。又、異業種間の交流を計る場として、日本弁理士会東海会との情報交換会、中部副本部長杯ゴルフ大会を企画運営し、開催状況を「技術士ちゅーぶ」に掲載していただいた。企画委員会はオンライン4回を含め7回開催された。

2025年度の新合格者説明会は、名古屋工業大学を会場に開催すべく準備中である。

(4) 研修委員会（CPD小委員会）

CPD委員として、中部本部主催のCPD講演会の企画・運営を担当した。（8月、9月、11月、3月）新型コロナウイルス感染対策の一環でもあるが、講演会は会場での対面式と、オンライン同時配信のハイブリッド形式で行われた。ハイブリッド形式のため、会場の音響セッティングのみならずオンライン配信セッティングなども参画した。結果、会場音響はもちろんであるが、オンライン配信の品質も確保した配信ができたとして参加者から高評価をいただいた。

(5) 修習技術者支援委員会

2025年2月15日（土）に中部本部修習技術者研究業績発表会がWEB（無料）にて開催された。論文提出および発表は7名だった。論文と発表の総合点で、豊田高専の山本康子さんの「LESを用いた三次元街区氾濫流解析～3Dスキャナによる地形データ活用～」が1位論文発表最優秀賞を、中日本建設コンサルタント（株）の村瀬颯生さんの「高速流体作用下における水流－土境界の不安定性が洗掘現象に及ぼす影響」が2位論文発表優秀賞を獲得した。また論文集pdfが発行された。

(6) 社会貢献委員会（防災支援小委員会）

中部本部防災小委員会において、静岡県支部の活動を報告した。

(7) 社会貢献委員会（理科支援小委員会）

中部本部全体の理科特別授業は、名古屋市3校、愛知県25校（中学校3校含む）、三重県2校、静岡県6校、合計36校であった。このうち、愛知県内の3校は静岡県支部の会員が授業を担当した。

その他に学校外のイベントとして、愛知県知立市の「ナスもルラボ講座」（8人）に参加して授業を行った。また本年初めての試みとして、愛知県教育委員会が主催する小学生向けキャリア教育プログラム「ミライトラベルDAY」に2024年11月、2025年1月にわたり4日間ブースを出展した。内容は「PETボトル工作による風力発電チャレンジと発電量の改善」を取り上げ、6人の会員が参加し多くの子どもたち（4～6年生）には好評であった。

(8) 広報委員会

中部本部広報誌「技術士“ちゅうぶ”」（半年報 2024.9月（第14号）、2025.3月（第15号）を編集・発刊した。

(9) よろず科学技術相談所

現在21名の会員で運営している。2024年度は「製造分野におけるDX推進」等のテーマを要請機関に説明講義してきた。その他外部企業等からの数件の技術アドバイス要請に対応している。

※※※※※※※※※※※※※※※※

決算報告書

※※※※※※※※※※※※※※※※

第 19 期

自 2024年 4月 1日

至 2025年 3月31日

統合会計（地域組織）

一般会計

静岡県支部

貸借対照表

2025年 3月31日現在

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
（単位：円）

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	3,087,388	2,454,912	632,476
普通預金	3,087,388	2,454,912	632,476
未収金	0	132,721	△ 132,721
流動資産合計	3,087,388	2,587,633	499,755
資産合計	3,087,388	2,587,633	499,755
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	0	0	0
2. 一般正味財産	3,087,388	2,587,633	499,755
正味財産合計	3,087,388	2,587,633	499,755
負債及び正味財産合計	3,087,388	2,587,633	499,755

収支計算書

2024年 4月 1日から2025年 3月31日まで

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
（単位：円）

科 目	予算額	決算額	差 異
I 事業活動収支の部			
1. 事業活動収入			
事業収入	[360,000]	[305,778]	[54,222]
自主事業収入	(360,000)	(305,778)	(54,222)
参加費収入	200,000	206,000	△ 6,000
外部依頼管理収入	160,000	99,778	60,222
地域組織収入	[1,020,000]	[1,000,072]	[19,928]
地域組織活動費収入	680,000	680,000	0
地域組織活動補助費収入	(340,000)	(320,072)	(19,928)
講演会・見学会開催補助費収入	340,000	320,072	19,928
雑収入	[220,000]	[220,000]	[0]
協賛金収入	220,000	220,000	0
事業活動収入計	1,600,000	1,525,850	74,150
2. 事業活動支出			
事業費支出	[1,440,000]	[1,026,095]	[413,905]
事業広報費	(120,000)	(117,765)	(2,235)
会誌印刷費	60,000	111,165	△ 51,165
インターネット運用費	50,000	6,600	43,400
その他の広報活動費	10,000	0	10,000
普及啓発費	(40,000)	(35,000)	(5,000)
関係団体費	40,000	35,000	5,000
研鑽費	(630,000)	(529,344)	(100,656)
講演会・見学会開催費	630,000	529,344	100,656
業務推進費	(650,000)	(343,986)	(306,014)
賃金	50,000	50,000	0
会議費	30,000	32,700	△ 2,700
旅費交通費	120,000	149,150	△ 29,150
通信運搬費	50,000	64,876	△ 14,876
消耗品費	10,000	4,612	5,388
印刷製本費	50,000	8,340	41,660
各種会合費	50,000	25,079	24,921
地域委員会活動費	80,000	0	80,000
雑費その他	210,000	9,229	200,771
事業活動支出計	1,440,000	1,026,095	413,905
事業活動収支差額	160,000	499,755	△ 339,755
II 投資活動収支の部			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
投資活動支出計	0	0	0
投資活動収支差額	0	0	0
III 財務活動収支の部			
1. 財務活動収入			

科 目	予算額	決算額	差 異
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動収支差額	0	0	0
IV 予備費支出	0	0	0
当期収支差額	160,000	499,755	△ 339,755
前期繰越収支差額	2,079,000	2,587,633	△ 508,633
次期繰越収支差額	2,239,000	3,087,388	△ 848,388

財産目録

2025年 3月31日現在

統合会計（地域組織）
一般会計

静岡県支部
（単位：円）

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金 額
(流動資産)			
預金	普通預金 静岡/ゆうちょ銀行		3,087,388
			3,087,388
流動資産合計			3,087,388
資産合計			3,087,388
正味財産			3,087,388

その他

（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部は2015年に発足したが、それまで50年間は静岡県技術士協会として活動してきた。静岡県技術士協会から引き継いだ財産目録を下記に示す。

財産目録

2025年4月6日現在

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額（円）
(流動資産)			
預金	普通預金 静岡銀行磐田支店		1,721,941
	定期預金 静岡銀行磐田支店		400,000
流動資産合計			2,121,941
資産合計			2,121,941
正味財産			2,121,941

第2号報告 2025年度事業計画並びに収支予算

1. 事業推進の方針

(1) 基本方針

基本方針として、2024年度と同様に、以下の3つをメインに進めたい。

- ・ 静岡県支部および技術士会の会員増加

日本技術士会の将来を担う次世代の会員を増やす活動を進めたい。コロナ禍以降各種CPDイベントは対面式とWeb配信のハイブリッドで実施してきており、遠方の会員や多忙な会員がWebで参加できるようになり好評であった半面、対面式で参加する会員が減少し、次世代の静岡県支部を担う人材確保ができずにいることも事実である。ハイブリッド開催は継続しつつ新たな会員を増やすため、会員が会場参加したくなるようなイベントを考えていきたい。また、今年度だけの短期では定着まで短すぎるため、来年度以降も活動を継続していく。それ以前に、大前提として、母体となる技術士自体の人数も増やす必要があるので、社会との接点であるホームページの充実等により技術士を目指す方々へのアピールも進め、技術士になりたいという若い世代のエンジニアも増やすようにしたい。

- ・ 「産学官と技術士の合同セミナー」 対応

2025年12月に産学官と技術士の合同セミナーを静岡で開催するので、セミナーを成功に導くことができるよう活動を進めていく。メインテーマを「防災」とし、詳細はこれから詰めていく。技術士として防災に対し貢献できる方法を見つけていくとともに、各方面に開催を宣伝していく。

- ・ 地域社会への貢献

理科授業支援やテクノロジーカフェを通じて、技術を一般の方々に理解しやすくする活動は従来通り継続していく。また、静岡県は地震や風水害などの災害が多い地域である。災害が発生した時の技術援助はもちろんのこと、災害を最小限に抑えるべく防災教育などを通じて、地域社会に積極的に貢献していく。この活動は、産学官と技術士の合同セミナーでも扱っていく。

(2) 活動の概要

- ・ CPD活動

講演会参加者アンケートの内容を踏まえ、会員の皆様のご意見を広く聞きながら、講演内容を拡充するとともに、受講者が参加し易いようにCPDの年間計画を作成して実行していく。

講演会は引き続き、ハイブリット形式で開催する。

- ・ 防災活動

1. 静岡市との「災害協定」活動を継続する。
2. 発災時に被災者支援活動が円滑に行えるよう防災支援員の拡充をはかる。
3. 牧之原市との「公共土木施設のマネジメントに係わる技術的助言に関する包括協定」に基づき災害に関する支援についても拡充させるとともに静岡県交通基盤部との「大規模災害時における相談業務に関する合意書」に基づく支援についても継続する。
4. 支援体制の迅速化を踏めるため災害時の緊急連絡方法を検討する。

・社会貢献活動

技術士の知名度を広めるため一般市民へ技術の話題を分かりやすく紹介するテクノロジーカフェの取り組みを継続する。会員の持つ知識や技術を発表する機会であり、活発な活動になるよう内容の拡充を図って行く。テクノロジーカフェは2か月に一回とし、年6回開催する。詳細は、2.事業計画（7）社会貢献委員会を参照。

理科特別授業は、今年も中部本部4県の活動の一環として行う。2024年度に授業補助者として参加していただいた新規会員からは6講座の理科特別授業の提案をいただいております、既登録の講座と合わせて18講座の授業リストを教育委員会に提案する。

・事業開発活動

県・市との各種提携事業の計画立案と事業の推進を、重点的に取り組んでいく。そのような活動から静岡県の地域産業の活性化や防災等に貢献するとともに、災害対応には静岡県災害対策士業連絡会に参加し他の士業と連携して支援するなど、県内の「技術士」の価値向上に寄与することを目指す。

静岡県経済産業部農地局及び交通基盤部の電気通信設備及び電気設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、静岡県建設工事紛争審議会の委員推薦、静岡県建設技術監理センターなど関係部署との情報収集を継続する。

静岡県産業振興財団とは企業評価に関連して、また静岡県中小企業団体中央会静岡県ものづくり支援センターとはものづくり補助金の審査に対し、引き続き要求に見合った適切な技術者を派遣できるよう派遣した技術者の成果も踏まえて情報交換を図る。

新たに静岡県信用保証協会と締結した覚書のもとに、中小企業等への技術支援に向け依頼に応じた適切な技術者を派遣して要請に応じていく。

静岡県日中友好協議会を通じての中国浙江省の企業支援の依頼については、必要に応じ、当会の海外活動支援委員会や中部本部へも情報発信するが、相手先のニーズなどを良く調査、理解したうえで対応する。

・広報活動

「静岡支部の会員相互のつながりを広げ、信頼を築く広報を目指して!」という方針の下、

- 1) 魅力ある会報に向けて内容の拡充をはかると共に会報誌やHPの適時発行や迅速な更新
 - 2) 会員メーリングリストの普及啓発
 - 3) 支部ホームページの拡充
 - 4) 支部活動の迅速な情報発信
- 等を行なっていく。

2. 事業計画

(1) 年次大会

日 時：2025年5月31日（土） 14：00～16：30
場 所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」及びオンラインを併用し開催
報 告：2024年度事業・決算、2025年度事業計画・予算
記念講演：静岡県における森林の現状と針広混交林への誘導による生態系サービスの向上
講 師：静岡大学教育学部 教授 小南 陽亮 氏

(2) 例会等の開催予定

- ① 第1回例会（年次大会） 2025年 5月 31日（土）
静岡県男女共同参画センター「あざれあ」及びオンライン併用開催
- ② 県支部新合格者説明会 2025年 6月14日（土） 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
- ③ 第2回例会 2025年 8月16日（土）
- ④ 第3回例会 2025年10月18日（土）
- ⑤ 見学会 2025年11月 or9月
- ⑥ 第4回例会 2025年12月 6日（土）※産学官セミナーに置き換えの可能性あり
- ⑦ 産学官セミナー 2025年12月13日（土） 静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
- ⑧ 第5回例会 2026年 2月21日（土）

(3) 技術士会会員拡大に向けて

1. 静岡県支部合格者説明会

開催目的：技術士試験合格者を招き日本技術士会への入会への働きかけと支部活動の取り組みを
情報提供するため合格者説明会を開催する。

開催日時：2025年6月14日（土） 15:00～17:00

場 所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」

出 席 者：合格者、静岡県支部会員

2. JABEE課程修了者への技術士補資格取得支援

【技術士試験・登録の仕組み】

一般的には一次試験、二次試験を受けて、合格すれば技術士に登録できる。
ただし「指定された教育課程」である大学でのJABEE課程を修了すれば、技術士補への登録が可能となるが、その際、補助しようとする技術士（技術士補になろうとする者と同一分野でなければならない）が必要である。

【静岡県立大学の状況】

静岡県立大学では、2014年から上記JABEE課程を食品栄養科学部に設け、同課程に必要な技術者倫理講義の為、県支部会員2名（北本達治会員、吉田建彦会員）が非常勤講師を務めている。しかしJABEE課程を修了しても技術士補に登録しようとする人がいなかったが、2019年度に一名志望者が出たので、補助しようとする技術士の推薦を増田教授から依頼された。技術士には食品栄養科学と言う分野はないが、「農業」が該当するので、県支部・池谷会員が担当した。その結果、県立大JABEE課程修了者一名が、2020年技術士補に登録された。その後も毎年申請者が出ており、2024年度も4名のJABEE課程修了者に登録手続きを説明した。引き続き2025年度も要請に応じていく。

3. 女性技術士支援

女性技術士相互の交流の拡充を図ると共に、技術士を目指す女子学生向けの情報提供を行う。

(4) CPD委員会

委員会は、例会・見学会を開催し、出来るだけ多くの技術士に自己研鑽・継続研鑽の場を提供する。

a. 2025年度の例会は次により行う。

- ① 講演会は、ハイブリット形式で実施する。
- ② 例会参加費は会員 1,000円、会員外 1,500円とする。（協賛会員は口数により参加費を免除する）
- ③ 講師謝礼については次のとおりとする。
内部講師 10,000円（正会員）
外部講師 30,000円（技術士を除く会員以外の専門家）
上記謝礼については概ね90分の講演の場合とし、それ以外の場合は適宜調整する。
- ⑤ 参加申込の受付は、技術士会ホームページの行事新申込システム（会員）及び Pass Market（会員外）を活用する
- ⑥ 例会参加者にはCPD行事参加票を発行する。（参加者名簿を作成する）
- ⑦ 例会（講演会）の開催についてはホームページやメールを活用し、できるだけ多くの方々に周知していく
- ⑧ 講演終了後はアンケートを実施し事後の例会に反映させて行く。

(5) 防災委員会

静岡県災害対策士業連絡会との連携をさらに強化し、活動内容の深化を図る。また、各行政機関との協定に基づく活動について、会員相互の知識の向上を図ると共に関係機関との交流を重ね、万が一の事象に備えていく。

(6) 社会貢献委員会

a. テクノロジーカフェ

昨年度同様に開催は2か月に1回とする。感染症対策を考慮して、暫くは、オンライン（Zoom方式）とシニアライフ支援センター「くれば」でのハイブリット形式で開催する。

今年度も引き続き、講師自らシニアライフ支援センター「くれば」に出向き、対面での講演を積極的に行う予定である。対面の良さを見直し、本来のテクノロジーカフェの在り方を実践できることに期待したい。講演内容については、専門員会議にて事前に講師と打ち合わせ、わかりやすく興味のあるストーリーになるよう見直し検討する。聞き手は、男女ともシニア層が多く分かりやすく説明することがポイントとなる。テクノロジーカフェの存在価値を高めるためにもこの課題に引き続き対応していきたい。

2025年度のテクノロジーカフェ計画

日付	講師名	題目（内容）	参加者数
2025.4.17	森田一徳会員 (電気電子部門)	「電気自動車のギモンに全て答えます！」	14人（一般7人）
2025.6.19	秋山尚之会員 (応用理学部門)	検討中	

以下、開催日時及び講師は検討中である。

b. 理科支援委員会

小学校における理科特別授業は、今年も中部本部4県の活動の一環として行う。4月には県教育委員会を通じて、中部本部の講座を含む理科授業リスト一覧を県下の学校に送付し、当該リスト

の中から小学校が選択して技術士会に申し込んでいただく手順で実施を進めていく。また今年度も授業補助者を支部メーリングリストにより随時募集して、2人体制で授業を実施することとする。

(7) 事業開発委員会

- ・ 静岡県
経済産業部農地局及び交通基盤部の電気通信設備及び電気設備の鑑定・検査の実施に関わる会員の紹介、同じく建設支援局への建設工事紛争審議会委員の派遣を継続する。
- ・ 牧之原市他関係市町
牧之原市との「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」については、2015年11月30日に協定締結以来、延べ16件の助言依頼、職員に対する技術研修会を3回実施した。
関係市町からの技術支援要請には、牧之原市を例にアプローチしやすい環境にある。事業開発を積極的に展開するため県支部会員からの情報も活用していく。
- ・ その他受託業務
静岡県中小企業団体中央会ものづくり支援センターと技術士会の関係は中小企業の事業遂行への補助金申請における技術審査であり、中小企業の育成に寄与することから審査の受託を継続する。
静岡県産業振興財団の企業継承案件ほかの技術評価に関する技術者派遣依頼に対して、相手先との情報交換を継続する。
静岡県信用保証協会の中小企業等への技術支援に関する技術員派遣依頼に対しても、情報交換を密にして適切な技術者を派遣できるよう対応する。
- ・ 中国浙江省との交流
今後も静岡県日中友好協議会とも情報を共有し、中国浙江省への技術支援を継続する。

(8) 広報委員会

- 以下のアクションプランを委員会で企画し、実施する。
- a. ウェブサイト：インタラクティブで使いやすいウェブサイトを構築し、重要な情報を効果的に提供する。
 - b. SNS・メーリングリストの活用：ソーシャルメディアのプラットフォーム上での積極的な発信と、会員からのフィードバックに迅速に対応する。
 - c. 会報の充実：興味のあるテーマやコーナーの希望を定期的にアンケート調査し、読者の声を反映させる。

(9) 研究会

a. 防災研究会

1. 例年7月末に静岡県地震防災センターで行われる公益社団法人中部科学技術センター主催の「防災・減災ワークショップ」に有志で参加しているが、昨年より同センターから参加を見合わせるよう申し出があり、従い本年も参加の予定はない。
2. 当県支部が静岡県災害対策士業連絡会の一員として地震・台風・豪雨等に対する被災者支援活動に参加した場合の報告書を作成する。本年度は2019年の台風19号の被害に対する被災者支援活動が終了したことから活動報告書をまとめる予定である。

b. 小学校の理科特別事業としてのプログラミング教育研究会（会長：岡井政彦）（休止中）

c. オープンCAE研究会の産業活用研究会（会長：小南秀彰）（休止中）

d. 倫理研究会（会長：石垣治久）

- (1) 4～5月に第1回研究会を開催し、今年度の活動方針を協議・決定する。
- (2) 会員の業務経験に関連する（関心の高い）国内外事例を調査研究し、技術者教育の実践、技術者倫理の向上に役立てる。現役の技術者に役立つ情報をアウトプットしていく。
- (3) 外部講師を招いての勉強会を年1回開催する
- (4) 静岡県支部CPD例会等での年1回発表を目指す。
- (5) 活動状況は静岡県支部のホームページに掲載する。

公益社団法人 日本技術士会 中部本部静岡県支部 2024 年度決算, 2025 年度予算(案)

(2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日まで)

(単位:千円)

科 目	2024 年度決算	2025 年度予算(案)
I 事業活動収支の部		
1 事業活動収入		
(1) 事業収入(参加費, 業務斡旋料など)	306	306
(2) 雑収入(協賛会員年会費など)	220	220
(3) 地域組織活動費収入(活動補助費)	680	680
(4) 地域組織活動補助費収入(講演会, 見学会補助費)	320	340
事業活動収入計 (A)	1, 526	1, 546
2 事業活動支出		
(1) 事業費		
①事業広報費(インターネット運用費, 会誌郵送費など)	118	175
②普及啓発費(関係団体会費など)	35	40
③研 鑽 費(講演会, 見学会開催費など)	529	831
④海外交流費(国際交流費(中国))	0	0
⑤業務推進費(各種会合費, 旅費交通費, 通信運搬費など)	344	500
事業活動支出計 (B)	1, 026	1, 546
当期収支差額(事業活動収支差額) (A) - (B)	500	0

*1 1-(2) : 1 口会員 12 社、2 口会員 4 社からの協賛会員年会費を見込む。

*2 2-(1)-④ : 海外交流費(国際交流費) を、⑤業務推進費の雑費その他に変更した。(統括本部の指示による)

第3号報告 県支部役員体制・協賛会員(2025年度・2026年度)

支部役員は、下記の体制とする。

(敬称略)

	役 職		氏 名
中部本部 (太字は中部 本部幹事) ※は委員長	副本部長		加藤信之
	中部本部幹事		牧野好秀・岡井政彦・馬淵大幾・松世麻理子
	総務委員会		加藤信之・岡井政彦・松世麻理子
	倫理委員会		馬淵大幾・石垣治久
	企画委員会		牧野好秀・松世麻理子
	研修委員会 (CPD 小委員会)		加藤信之
	修習技術者支援委員会		森一明
	広報委員会		※岡井政彦・中山久仁厚
	社会貢献委員会 (防災支援小委員会)		馬淵大幾・山之上誠
	社会貢献委員会 (理科支援小委員会)		岡井政彦・吉田建彦
	活用促進委員会		森田一徳
静岡県支部 幹事	支部長		加藤信之
	副支部長 (防災)		馬淵大幾
	副支部長 (事務局長)		松世麻理子
	会計幹事		小澤靖
	幹事(50 音順)		石垣治久・岡井政彦・杉山武彦・土井俊幸 牧野好秀・水野俊兵・森一明・森田一徳・ 山之上誠・吉田建彦
	支部特別顧問		長嶋滋孔、山下久吉
	参与		鈴木敏弘
静岡県支部 委員会委員	CPD 委員会		加藤信之※・牧野好秀・水野俊兵・石垣治久・ 杉山武彦・森田一徳
	広報委員会 (メーリングリスト管理を含む)		松世麻理子※・加藤信之・岡井政彦・森一明
	防災委員会		馬淵大幾※・山之上誠・吉田建彦・日高久芳
	社会貢献委員会	テクノロジーカフェ	山之上誠※・吉田建彦・岡井政彦・岩田良明
		理科支援委員会	岡井政彦※・田中寛・萩原利行・吉田建彦
	事業開発委員会		土井俊幸※・小澤靖・森田一徳
静岡県支部地 区担当	東部担当		加藤信之○・森田一徳
	中部担当		松世麻理子○・小澤靖
	西部担当		馬淵大幾○・森一明

※中部本部の所属委員会の委員については中部本部との調整の中で今後変更の可能性あり

※は各委員会の委員長 ○：地区責任者

外部団体との窓口

関係団体名称	窓口担当者
中小企業診断士協会	事務局
静岡市	事務局
牧之原市	山之上誠
静岡県	事務局
山崎自然科学教育振興会	岡井政彦
浜松 RAIN 房	岡井政彦
静岡団塊創業塾	山之上誠
静岡商工会議所（技術評価）	事務局
静岡県災害対策士業連絡会	事務局

協賛会員（企業）一覧

2025年4月現在 18社

（敬称略）

会社名	役 職	代表者氏名	住 所
（株）共和コンサルタント	代表取締役社長	杉本 洋	浜松市
（株）建設コンサルタントセンター	代表取締役社長	小田 秀昭	静岡市
太洋電機（株）	代表取締役社長	鈴木 廣信	静岡市
（株）日本地理コンサルタント	代表取締役社長	山田 巧	静岡市
（株）東日	代表取締役社長	芹澤 秀樹	沼津市
（株）中部総合コンサルタント	代表取締役社長	豊田 哲也	浜松市
吉田測量設計（株）	代表取締役社長	石野 直之	浜松市
昭和設計（株）	代表取締役社長	荒山 晃	静岡市
（株）蓮池設計※	代表取締役社長	蓮池 康彦	浜松市
不二総合コンサルタント（株）※	代表取締役社長	牧田 敏明	浜松市
（株）フジヤマ※	代表取締役社長	藤山 義修	浜松市
大鐘測量設計（株）	代表取締役社長	塚本 好明	島田市
服部エンジニア（株）※	代表取締役社長	服部 剛明	静岡市
静岡コンサルタント（株）	代表取締役社長	二村 繁靖	三島市
富士設計（株）	代表取締役社長	小野寺 敦嗣	富士宮市
小林電気工業株式会社	代表取締役社長	小林 克也	沼津市
株式会社アースシフト	代表取締役社長	近藤 隆智	静岡市
（株）ウインディーネットワーク	代表取締役	杉本 憲一	下田市

※は2口加入の会員

部外との協定及び加入団体の概要

①静岡県支部が結んでいる協定

支部では、静岡県、静岡市等の外部の5団体と下記の協定を結んでいる。以下に協定の概要を記述する。

1. 「中小企業等への支援に関する覚書」 中小企業診断士協会 2009年5月7日（参考－1）

静岡県技術士協会（現（公社）日本技術士会中部本部静岡県支部）と（社）中小企業診断協会静岡県支部（現（一社）静岡県中小企業診断士協会）が、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うための基本覚書

2. 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」 静岡市（参考－2）

静岡市と2010年6月29日協定を締結、2016年3月21日 静岡県技術士協会から（公社）日本技術士中部本部静岡県支部へ組織名称変更に合わせて再締結
静岡市内の大規模災害発生時（地震災害を想定）における市民への復興まちづくりに対し助言を行うことを内容とした協定

3. 「技術評価に関する協定書」 静岡商工会議所 （2012年9月3日）（参考－3）

静岡商工会議所が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討のために、技術士会が中小企業等の技術評価を行う専門家技術士の推薦を依頼することに関する協定

4. 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」 牧之原市 （2015年11月30日）（参考－4）

牧之原市が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士が、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを提供することを目的とする。

5. 「災害時における相談業務に関する合意書」 （2018年12月25日）（参考－5）

会員として参加している静岡県災害対策士業連絡会と静岡県と災害時の支援についての合意書を締結

6. 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」 （2019年3月18日）（参考－6）

静岡県内で大規模な災害が発生した場合、県及び政令市を除く市町の被災箇所の復旧に対する助言を目的に静岡県交通基盤部長と静岡県支部長が協定締結

7. 「技術評価に関する協定書」 （2021年6月14日）（参考－7）

静岡県産業振興財団より、静岡県事業引継ぎ支援センターで行われている協定内容について、今後は財団と県支部とで協定を結び技術評価を行いたいとの要望があり締結

8. 「中小企業等への技術支援に関する覚書」(2024年10月30日) (参考-8)

静岡県信用保証協会が関係する中小企業等に対する技術支援を協力して行うための覚書。

②加入している団体

1. 静岡県災害対策士業連絡会

2016/8/1入会。県内での大規模災害発生時における支援に向けて、県内の下記士業団体とゆるやかな連携を組み準備している。静岡県災害対策士業連絡会の構成団体は下記のとおりである。

静岡県弁護士会、日本公認会計士協会東海会静岡県会、(公社)静岡県建築士会、静岡県土地家屋調査士会、静岡県社会保険労務士会、(公社)日本技術士会中部本部静岡県支部、(公社)日本建築家協会東海支部静岡地域会、一般社団法人静岡県建築士事務所協会、静岡県行政書士会、(公社)静岡県不動産鑑定士協会、静岡県司法書士会、東海税理士会静岡県支部連合会

年会費 50,000円

(当面の間年会費の徴収を行わない：2020年度静岡県災害対策士業連絡会理事会決定)

2. 静岡県環境保全協会

2015/4/1入会。快適な生活環境の確保に寄与することを目的として、環境汚染防止に係る研究並びに知識の交流・技術普及向上活動に対して、賛助会員として参画している。

賛助会員年会費 30,000円

3. (特定非営利活動法人) 静岡団塊創業塾

2015年1月入会。静岡団塊創業塾の法人会員として中高年世代への、「繋がり」「学び」活動の一端を応援。静岡団塊創業塾が運営する静岡市内のシニアライフセンター「くれば」を会場とするが、新型コロナウイルスの影響で一時中断した。2021年6月よりオンラインにて再開、2か月に1回のペースでテクノロジーカフェ（技術士が市民に向けて情報発信）を実施している。

法人会員年会費 5,000円

県支部内規の改訂について

- 1) 「33_全国大会参加経費等の支部負担について(内規)」を追加する。
- 2) 静岡県支部外部依頼対応要領を改訂する。

中小企業等への支援に関する覚書

静岡県技術士協会（以下 甲という）と社団法人中小企業診断協会静岡県支部（以下乙という）は、関係する中小企業等に対する支援を協力して行うため、以下のとおり、基本覚書を締結する。

（目 的）

第1条 甲及び乙は、地域の中小企業等に対する支援に関し、相互に協力・連携することにより、円滑かつ有効な支援を行い、対象企業の振興及び地域産業の発展に寄与することを目的とする。

（支援要請等への対応及び協力依頼）

第2条 甲及び乙のいずれかから、支援要請・協力依頼等の申し出があったときは、双方とも対応可能な範囲で自己の責任において、誠意をもって速やかに対応するものとする。また、日頃の情報交換はもとより、オープンなセミナー（甲乙の会員以外も参加できるもの）の相互連絡と相互参加、双方の研究会どうしの交流などについて、可能な限り協力して行っていくものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、本覚書に基づく行為により知り得た業務上の企業情報などについて、当該企業の支援目的以外の使用また漏洩は、一切してはならない。

（覚書の期間）

第4条 本覚書の期間は、本覚書締結の日から、甲または乙のいずれかから本覚書解消の申し出またはその指定があった日までとする。

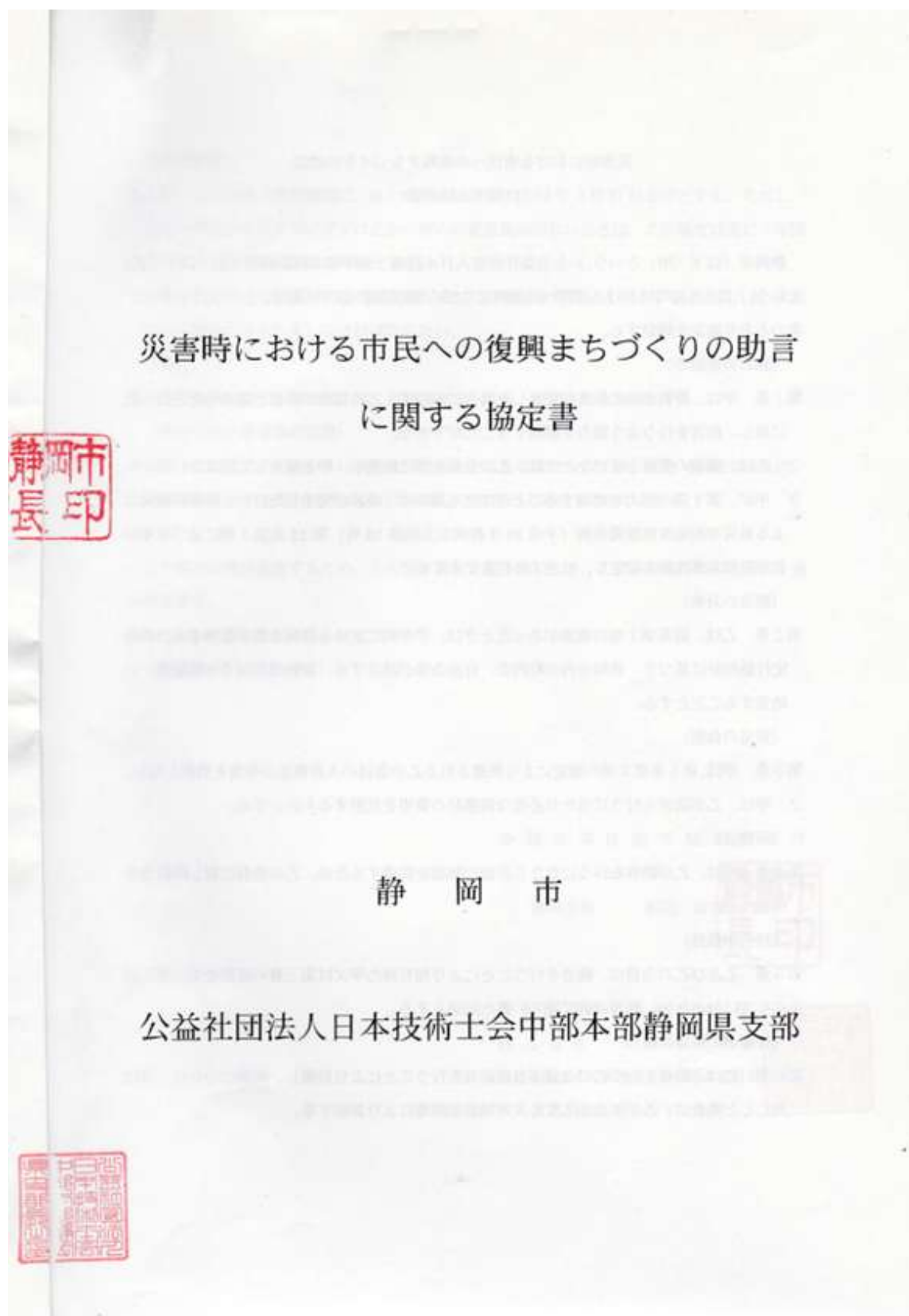
（協議解決）

第5条 本覚書に定めのない事項及び本覚書の内容に疑義が生じた場合は、その都度誠意をもって協議し、解決するものとする。

2009 年 5 月 7 日

甲 静岡市駿河区池田 2316-2
静岡県技術士協会
会長 吉 澤 淳

乙 沼津市北高島町 19-5
社団法人中小企業診断協会静岡県支部
支部長 菊 間 範 明



災害時における市民への復興まちづくりの助言
に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、災害時における市民への復興まちづくりの助言（以下「助言」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（助言の要請等）

- 第1条 甲は、静岡市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、助言を行うよう協力を要請することができる。
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して助言を行う。
- 3 甲が、第1項の協力を要請することができる期間は、災害が発生した日から静岡市震災による被災市街地復興整備条例（平成20年静岡市条例第16号）第12条第1項に基づき甲が都市復興基本計画を策定し、公表する日までとする。

（助言の対象）

- 第2条 乙は、前条第1項の要請があったときは、甲が別に定める静岡市都市復興基本計画策定行動指針に基づき、静岡市内の町内会、自治会等が設立する「復興まちづくり協議会」に助言することとする。

（費用の負担）

- 第3条 甲は、第1条第2項の規定により派遣される乙の会員の人件費及び旅費を負担しない。
- 2 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な資機材の費用を負担するものとする。

（研修会）

- 第4条 甲は、乙が助言を行うに当たり必要な知識を提供するため、乙の会員に対し研修会を開催する。

（秘密の保持）

- 第5条 乙及び乙の会員は、助言を行うことにより知り得た甲又は第三者の秘密を第三者に漏らしてはならない。助言の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

- 第6条 乙は、助言を行う乙の会員が当該助言を行うことにより負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応する。



(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、30日前までに解除の申入れをしなければならない。

(細目)

第8条 助言に関する細目は、甲、乙協議の上、別途、甲が定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（静岡市の条例、規則等を含む。）の定めるもののほか、甲、乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲、乙双方記名押印の上各自1通を保有する。

平成28年3月21日

静岡市英区追手町5番1号

甲

静岡市長 田辺 信宏



静岡県沼津市大岡2240番16号

株式会社 東日内（事務局）

乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

支部長 山下 久吉



技術評価に関する協定書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会は（以下、「乙」という）は、甲が行う中小企業等に対する事業引継ぎ支援に係る事業における企業提携の可能性の検討（以下、「企業提携の可能性の検討」という）のために、甲が乙に中小企業等の技術評価（以下、「本業務」という）を行う専門家技術士推薦を依頼するにあたり、以下の通り協定（以下、「本協定」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「企業提携」とは、以下の方法をいう。

- （1）法人の合併
- （2）株式または出資持分の移転（移転の方法は問わない）
- （3）事業を含む法人の資産の譲渡・譲受
- （4）資本参加

（専門家技術士推薦依頼から確定までの流れ）

第2条 別紙添付書類1「静岡県技術士協会との連携フロー」に従う。

- ① 甲は企業名を伏せた様式1「企業情報（譲渡企業）」を乙に送付する。
- ② 乙は当該業務に適する技術士（以下「専門家技術士」という）を選定・打診し、受諾されれば、その旨甲に通知する。
受諾する技術士がない場合でも、乙はその旨を甲に通知する。

（甲と専門家技術士の活動）

第3条 別紙添付書類1及び様式2、3、4、5に従う活動を行う。

- ① 甲は様式2「事業引継ぎ支援センター専門家依頼書」、様式3「承諾書」を専門家技術士に送付する。
- ② 専門家技術士は様式3「承諾書」に所用事項を記入し甲に送付する。
- ③ 専門家技術士は本業務を行い、様式4「専門家相談実施報告書」及び様式5「M&A技術評価書」を作成し、甲に提出する。
- ④ 甲は専門家技術士の提出した様式4及び5を確認し、翌月末までに専門家技術士に所定の報酬を口座振込にて支払う。

（機密保持）

第4条 甲、乙及び専門家技術士は本業務に関連する情報については、平成24年 月 日付秘密保持契約書に定める通り、業務中も業務終了後も第三者に漏らさない義務を負う。

(M&A技術評価書の使用制限)

第5条 甲は専門家技術士が作成した様式5「M&A技術評価書」を甲の内部における企業提携の可能性の検討のみに使用し、専門家技術士の事前の承諾なく第三者への開示等は行わない。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、本協定締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

(その他協議事項)

第7条 本協定に定めなき事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

(甲)

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8
静岡商工会議所
会頭 後藤 康雄



(乙)

静岡県磐田市一言2868-4
株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内
静岡県技術士協会
会長 吉田 建彦



秘密保持契約書

静岡商工会議所（以下、「甲」という）と、静岡県技術士協会（以下、「乙」という）は、平成24年9月3日付技術評価に関する協定書に定める専門家技術士（以下、「専門家技術士」という）の推薦（以下、「本業務」という）のために相互に提供する情報、資料等に関し、以下の通り秘密保持契約（以下、「本契約」という）を締結する。

（定義）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、甲及び乙が、相手方より入手した書面、電子メール、電磁的記録、口頭及び物品等による一切の情報をいう。ただし、以下の情報は含まない。

- （1）相手方から開示されたときに、既に公知であった情報
- （2）相手方から開示されたときに、第三者に守秘義務を負うことなく既に保有していた情報
- （3）正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく入手した情報
- （4）開示を受けた者の故意または過失を原因とせず公知となった情報

（秘密保持）

第2条 甲及び乙は、秘密情報につき厳に秘密を保持し、本業務の遂行上必要な場合においてのみ秘密情報を使用するものとし、相手方の事前の書面による承諾なく第三者に開示、漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本業務の遂行上開示が必要となる役職員（甲の場合は、静岡県事業引継ぎ支援センターの職員。静岡県事業引継ぎ支援センターとは産業活力再生特別措置法第41条の規定に基づき、認定支援機関たる甲が事業引継ぎ支援に特化した支援業務部門として設置した事業引継ぎ支援センターをいう。乙の場合は、会長及び専務理事。なお、役職員にはパート等非正規雇用の職員を含む。）及び専門家技術士に対してのみ、必要な範囲において秘密情報を開示できるものとし、この場合当該役職員及び専門家技術士に対し、本契約に基づく秘密保持義務を遵守させなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、裁判所もしくは行政上の命令または法令により開示を強制される場合には、甲及び乙は、本契約上の責任を負担することなく、秘密情報を開示することができる。

（秘密情報の返還）

第3条 甲及び乙は、相手方より要請された場合、第4条の規定により本契約が終了した場合は、本契約に基づき相手方から提供または開示された一切の秘密情報（複製したものを含む）を速やかに返還するものとする。また、性質上返還になじまない秘密情報については、開示者の同意を得て、消去その他の方法で再利用できないようにする。

- 2 甲は、乙から提供された秘密情報のうち、甲の長及び関東経済産業局ならびに中小企業事業引継ぎ支援全国本部（各認定支援機関における事業引継ぎ支援に係る中小企業再生支援協議会事業を側面的に支援する全国的な組織をいう）への報告書等の提出において必要とされる秘密情報については、第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。
- 3 乙は、甲から提供された秘密情報について、協会員記録として残す必要がある場合等、合理的理由がある場合には第1項の規定にかかわらず、引き続き保有できるものとする。

（有効期間）

第4条 本契約の有効期間は、本契約締結日より1年間とし、有効期間満了までに何れの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長し、以後も同様とする。

- 2 甲または乙は、相手方に対して1ヵ月前までに書面により申し入れをすることにより、相手方に対して本契約を解除することができる。

（契約終了後の秘密保持）

第5条 本契約に基づく秘密保持契約は、本契約の終了後も継続する。

（その他協議事項）

第6条 本契約に定めなき事項または本契約の解釈につき疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議し解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上各1通を保有する。

平成24年 9月 3日

（甲）

静岡県静岡市葵区黒金町20番地の8

静岡商工会議所

会 頭 後 藤 康 雄



（乙）

静岡県磐田市一言2868-4

株式会社共和コンサルタント 磐田事業所内

静岡県技術士協会

会 長 吉 田 建 彦



公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定

公共土木施設に係る技術助言に関し、牧之原市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（目的）

第１条 この協定は、甲が管理している公共土木施設が自然災害等で被災し大規模改修が必要となったとき、若しくは各事業実施時における様々な課題やニーズに対し、機動的かつ的確に対応するために、豊富な経験と高度な知識を有する技術士を正会員とする乙と協定を結び、専門的な立場からの助言や広い知見からの情報・ノウハウを求めることを目的とする。

（助言の進め方）

- 第２条 甲は、助言を求める事象が発生した場合、乙に対し助言を求めることができる。また、必要に応じ履行場所を災害発生箇所等とすることができる。
- ２ 乙は、あらかじめ甲の依頼に対応できる専門的知識や経験を有する乙の正会員から成る助言チームを設ける。助言チームから選任された担当技術士は、速やかに専門的な知見からの助言を行なうとともに、書面により助言内容及び報告を甲へ提出するものとする。
- ３ 甲は、助言に伴う軽微な追加作業等についても助言チームと協議することができる。

（連絡体制）

- 第３条 助言チームは、前条第１項の要請に係る代表連絡者を事前に定め、甲に報告するものとし、変更が生じた場合、その都度甲に報告するものとする。
- ２ 甲は、助言チームの代表連絡者に連絡体制を書面にて通知するものとする。

（費用の負担）

- 第４条 第２条第１項の依頼に基づき助言を行なった場合、甲は担当技術士に対してその費用を支払うものとする。
- ２ 助言に要する費用は、甲と助言チームが協議の上決定する。なお、履行場所の変更等により費用に変更があった場合には、甲と助言チームは協議の上決定する。

（有効期間）

- 第５条 この協定の期間は、協定を締結した日から平成２８年３月３１日までの期間とする。ただし、助言を行なった実績が優良な場合など、甲乙双方

に異存がないときは、この協定は更に1年間延長するものとし、以降も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙どちらかの申し出があった場合には、双方協議の上この協定を解除することができる。

(第三者に及ぼした損害)

第6条 履行場所が災害発生箇所等の特殊な条件下の場合、助言チームが甲の指示にない活動により第三者に及ぼした損害については、その状況を発生後速やかに書面により甲に報告するものとし、原則として全て助言チームの負担とする。その他やむを得ない場合は、甲と助言チームは協議しその処理解決にあたるものとする。

(秘密の保持)

第7条 乙および助言チームは、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(損害賠償)

第8条 甲は、助言チームが第1条第1項の依頼に基づき助言を行った内容に起因する損害に対して賠償を求めない。

(成果の取扱い)

第9条 甲の判断により助言等の成果を公表することができるものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議してこれを定めるものとする。

- 2 実施運営上の細目については、甲乙協議の上、別途定める。

この協定の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名、押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年 11月 30日

甲 牧之原市長

西原茂樹



乙 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長

山下久



災害時における相談業務に関する合意書

静岡県（以下「甲」という。）と静岡県災害対策士業連絡会（以下「乙」という。）とは、災害時における被災者等を対象とした相談業務に関し、次のとおり合意する。

（趣旨）

第1条 この合意は、災害対策基本法第2条第1号に定める災害及びこれに類する大規模な災害（以下「災害」という。）時に、県内市町から甲が要請を受け、その要請に基づき乙が静岡県内で実施する相談業務並びにこれに付随するニーズ調査及び被災者に対する情報提供活動（以下「相談業務等」という。）を円滑、迅速かつ効果的に行うための甲乙の取組について定めるものである。

（定義）

第2条 この合意において被災者とは、以下に定めるものであって相談業務等の支援活動が必要となった者をいう。

- （1）災害により被害を受けた県内在住者（企業その他の団体等を含む。）
- （2）災害により県外から県内に避難した者
- （3）その他、甲及び乙が必要と認めた者

（平時の連携）

第3条 甲と乙は、相談業務等の重要性を相互に認識し、相談業務等が円滑、迅速かつ効果的に行えるように、災害発生前（以下「平時」という。）から緊密に連絡を取り合い、必要な協議を行う。

（甲の準備活動）

第4条 甲は、平時から、相談業務等の円滑な実施のため、県内市町に対して当合意書の締結について周知するとともに、県内市町の担当窓口把握に努める。

（乙の準備活動）

第5条 乙は、平時から、相談会のパンフレットを作成し、または学習会を開催するなど適宜の方法により、相談業務等に備えた準備を積極的に進める。

2 乙は、前項の準備活動の内容や成果を、適宜、甲に対し報告する。

(相談業務等における連携)

第6条 甲は、相談業務等において、乙と県内市町の連絡調整並びに相談会の会場確保及び広報に関して可能な範囲で協力する。

2 乙は、甲からの求めに応じ、相談業務等の状況を報告する。

(有効期間)

第7条 この合意の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、引き続き1年間有効期間が延長され、その後もまた同様とする。

(定めのない事項の処理)

第8条 この合意に定めのない事項及びこの合意に関して疑義が生じたときは、被災者の視点に立ち、甲と乙が協議をして定めるものとする。

この合意の成立を証するため、本合意書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保管するものとする。

平成30年12月25日

甲 静岡県知事

川勝平太

乙 静岡県災害対策士業連絡会
会長

大和多 暁

大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書

静岡県交通基盤部長（以下「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部長（以下「乙」という。）とは、地震、津波及び風水害等の異常な天然現象により、静岡県内で大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合における、被災箇所の復旧に係る技術的な助言（以下「助言」という。）に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生した場合における、甲及び政令指定都市を除く静岡県内の市町（以下「市町」という。）の所管する河川、海岸、砂防（地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設を含む）、道路、港湾、漁港及び公園等（以下「公共土木施設」という。）の被災箇所の復旧に関し、甲から乙に対して、高度な技術力を有する技術者からの助言を要請する場合に必要な事項を定め、もって被災箇所の迅速かつ適切な復旧を図ることを目的とする。

（業務）

第2条 この協定に基づき乙が行う助言は、被災箇所の復旧に関する技術的な内容とする。

（助言要請）

第3条 甲は、災害の復旧に高度な技術を要する場合又は市町から甲に対して助言の要請があった場合、必要に応じて、乙に助言要請を行うことができるものとする。

2 甲は、乙に助言要請を行うときは、河川砂防局土木防災課長（以下「助言要請機関」という。）が別に定める助言要請書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により要請できることとするが、この場合も遅滞なく助言要請書を提出するものとする。

（助言承諾）

第4条 乙は、助言要請機関から要請を受けたときは、人材の状況を勘案し、助言承諾の可否を決定するものとする。

2 乙は、助言することを決定したときは、助言要請機関に対し別に定める助言承諾書を提出するものとする。

（業務報告）

第5条 乙は、助言要請機関（関係市町を含む。）に助言をしたときは、速やかに別に定める助言業務報告書を当該助言要請機関（関係市町を含む。）に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告できることとするが、この場合も遅滞なく助言業務報告書を提出するものとする。

（秘密保持）

第6条 乙は、助言業務従事中に知り得た情報及び内容全般について助言要請機関（関係市町を含む。）の許可なく他に漏らしてはならないものとする。

（責務）

第7条 乙は、被災箇所の復旧に係る総合対策に関する技術の研鑽に努めるものとする。

(費用負担)

第8条 甲の要請による乙の助言に要した費用については、助言要請機関（関係市町含む。）が負担するものとする。

(災害補償)

第9条 乙は、この協定に基づいて業務に従事した者が、負傷、罹患又は死亡した場合の災害補償については、乙が加入する災害補償保険等により負担するものとする。

(連絡体制)

第10条 甲及び乙は、本協定に基づく業務の連絡体制を定め確認するものとする。

2 前項の連絡体制に変更が生じた場合には、甲及び乙は速やかに相互に報告し確認するものとする。

(有効期限)

第11条 この協定の有効期間は、協定の締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間終了の30日前までに、甲及び乙がそれぞれの相手方に対して、文書により異議の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議して決めるものとする。

(事務局)

第13条 この協定に関する事務局は、甲においては静岡県交通基盤部河川砂防局土木防災課とし、乙については、日本技術士会中部本部静岡県支部とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成31年3月18日

(甲) 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

静岡県交通基盤部長 平野 忠孝



(乙) 静岡県静岡市駿河区池田2316番2号

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

静岡県支部長 長嶋 滋孔



技術評価に関する協定書

公益財団法人静岡県産業振興財団（以下、「甲」という。）と公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下、「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲が制定したM&A技術評価支援事業実施要領（以下、「実施要領」という。）第4条に規定された専門家の選定について、甲が乙に対し技術評価を行う技術士の推薦を依頼するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定における「技術評価」とは、実施要領第5条第1項に規定する技術評価報告書を作成するものとする。

（推薦の方法等）

第3条 別添書類1「連携フロー」に従う。

- ①甲は様式1「企業情報」を乙に送付する。
- ②乙は本業務に適する技術士を選定・打診する。
- ③乙は受託した技術士の氏名、連絡先等を甲に通知する。該当する技術士がいない場合でも、乙はその旨を甲に通知するものとする。

（技術士の活動）

第4条 M&A技術評価支援事業実施要領に基づくものとする。

（機密保持）

第5条 甲、乙及び技術士は本業務に関連する情報については、第三者に漏らさない義務を負うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、本協定の締結日より1年間とする。ただし、有効期間満了までにいずれかの当事者からも解約の申出がない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

(その他協議事項)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合には、甲及び乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

本協定の証として本書2通を作成し、甲及び乙は記名及び押印の上、各1通を保管する。

令和3年6月14日

(甲) 静岡県静岡市葵区迫手町4-4-1
公益財団法人静岡県産業振興財団
理事長 中西 勝 樹

(乙) 静岡県焼津市上泉 707-27
公益社団法人日本技術士会中部本部静岡支部
支部長 山之上 誠



中小企業等への支援に関する覚書

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部（以下「甲」という。）と静岡県信用保証協会（以下「乙」という。）は、乙が取引先企業等に対して実施する相談・支援に関する甲の協力について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、県内中小企業等の様々な課題やニーズに対して、甲が実施する技術面の支援と乙が実施する経営面の支援を相互に連携・協力することにより、円滑な事業承継や新たな事業展開等、県内中小企業者の発展に資することを目的とする。

（業務連携の内容）

第2条 甲および乙は、連携して次の事項を行うものとする。

- （1）甲・乙連携による相談対応
- （2）乙の利用先に対する甲の2次的支援（技術的アドバイス・指導・評価等）の実施
- （3）その他相互連携に寄与する事項

（守秘義務等）

第3条 甲および乙は、既に公知となっている情報を除き、本覚書に基づく業務連携において知りえた情報を業務連携上必要な範囲においてのみ使用し、相手方の事前の承諾なく第三者に開示または漏洩してはならない。

2 甲および乙は、個別企業の情報および個人情報を相手方に提供する場合は、各々の責任において、事前に個別企業等から承諾を得るなどの必要な手続を行うものとする。

3 本覚書の有効期間終了後も第1項は効力を有するものとする。

（個人情報等の取扱い）

第4条 甲および乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、その他個人情報の保護に関する各種法令等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うものとする。

2 法人の情報については、前項に準じて適正に取り扱うものとする。

（複写および保管等）

第5条 甲および乙は、本覚書に基づく業務連携において知り得た情報の複写または複製について、業務連携上必要な範囲で行い、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する。

（漏洩の防止等）

第6条 甲および乙は、本覚書上の義務違反があった場合または秘密が漏洩するおそれが生じたことを知った場合は、直ちに漏洩の防止に努めるとともに、相手方に報告する。

（有効期間）

第7条 本覚書の有効期間は、締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに甲または乙のいずれかが相手方に対し別段の意思表示をしない場合は、更に1年間延長されるものとし、以後についても同様とする。

2 前項にかかわらず、甲または乙は、相手方に対して1ヶ月前までに通知することにより、相手方に何ら責任を負うことなく、本覚書を失効させることができるものとする。

(反社会的勢力への基本的対応)

第8条 甲および乙は、連携して支援に取り組んだ先について、反社会的勢力に係る情報を入手した場合には、可能な範囲内で相互に情報を共有し、早期の関係解消に向けて協議する。

(協議解決)

第9条 本覚書に定めのない事項または本覚書の解釈上疑義が生じた事項について、甲および乙は、誠意をもって協議のうえ、解決する。

本覚書の成立を証するため本書2通を作成し、甲および乙が各自署名のうえ、各1通を保管する。

令和 6 年 10 月 30 日

甲 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

支部長 加藤 信之

乙 静岡県信用保証協会

会長 吉林 章仁

資料1 日本技術士会静岡県支部災害時支援活動計画(抜粋)

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載

日 本 技 術 士 会 静 岡 県 支 部
災 害 時 支 援 活 動 計 画
Support Activity Plan at Disaster (SAPD)

公益社団法人 日本技術士会

中部本部 静岡県支部

防災委員会/防災研究会

改訂レベル 01

初版発行 2019.09
最新改訂 2021.10

はじめに

日本技術士会はこれまで、各県支部と協業し、東日本大震災や広島土砂災害、熊本地震などで、被災にした自治体や一般被災者への支援活動を行ってきている。

静岡県支部は、平成22年6月の静岡市と災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」を締結し、平成27年11月には、牧之原市と災害時支援を前提に「公共土木施設のマネジメントに係る技術助言に関する包括協定」を締結した。静岡県交通基盤部とは、平成31年3月に「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」を交わし、さらに、静岡県災害対策土業連絡会への加入が平成29年8月に正式に認められ、平成30年12月には「災害時における相談業務に関する合意書」を静岡県と交わした。今後自治体のみならず、一般被災者へ支援を求められることも想定される。

このように関係組織と正式に協定や合意書を取り交すことで日本技術士会静岡県支部の社会的な立場や認知度も高まってきている。この社会的な要請に責任をもって対処していくためには、静岡県支部の災害時支援体制に係る具体的な行動計画の充実が必要と考え、統括本部の「災害時支援活動計画」も参考にしながら、静岡県支部防災支援委員会と防災研究会で県支部の「災害時支援活動計画」を策定した。

令和元年（2019年）9月
静岡県支部長 山之上 誠

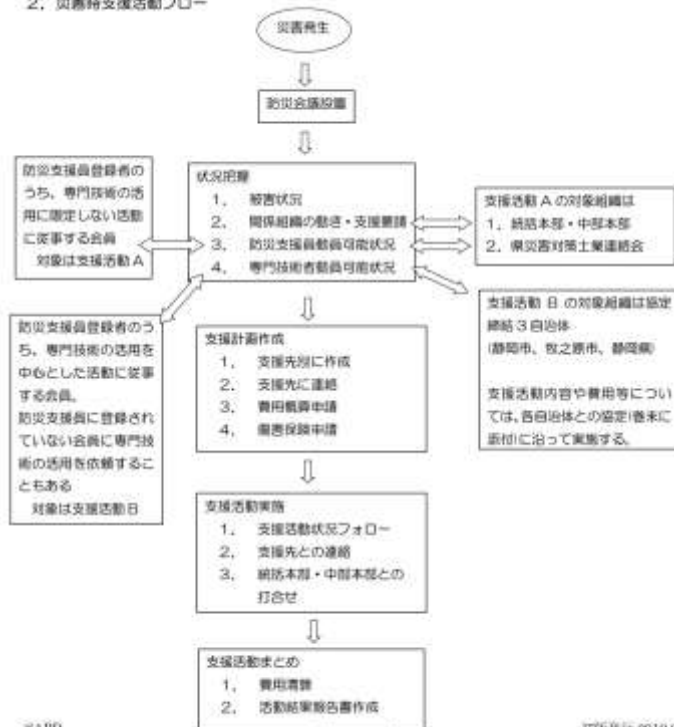
はじめに

1. 基本方針	4
2. 災害時支援活動フロー	4
3. 防災会議設置検討基準	5
4. 防災会議設置運営方法	5
5. 防災会議設置運営規則	6～7
6. 防災支援員活動要綱	8
7. 防災支援員登録票	9～10
8. 一般支援活動 防災支援員現地活動手順	11
9. 一般支援活動 防災支援員現地活動日程及び予算作成	12
10. 一般支援活動 防災支援員現地活動手引き	13
11. 一般支援活動防災支援員活動記録用紙	14～15
12. 引用資料	
12-1. 静岡市との協定（平成22年6月29日、平成28年3月21日） 「災害時における市民への復興まちづくりの助言に関する協定書」	16～17
12-2. 牧之原市との協定（平成27年11月30日） 「公共土木施設に係る技術助言に関する包括協定」	18～19
12-3. 静岡県との協定（平成31年3月18日） 「大規模災害時における被災箇所の復旧に係る助言に関する協定書」	20～21
12-4. 静岡県と静岡県災害対策士業連絡会との協定（平成30年2月25日） 「災害時における相談業務に関する合意書」	22～23
12-5. 防災支援員登録者リスト	24～25
12-6. 防災研究会作成資料 1（県支部ホームページに記載） 「被災者現地支援活動基礎知識 Q&A 61問」	
12-7. 防災研究会作成資料 2（県支部ホームページに記載） 「場所ごとの行動マニュアル」	
12-8. 防災研究会作成資料 3（別途小冊子） 「家族で考える防災 Q&A」	

2. 災害時支援活動フロー

SAPD

改訂バージョン 01



SAPD

初版発行 2019.09
最新改訂 2021.10

台風15号被災者支援活動報告書

2024年11月30日
公益社団法人日本技術士会中部本部
静岡県支部防災委員会/防災研究会
(編集：馬淵大畿/吉田建彦)

1. 防災会議（「災害時支援活動計画」第4項・5項による）開催
日時：2022年10月2日（火）
場所：オンライン形式
出席者：
加藤支部長、
防災委員会：馬淵防災委員長、山之上委員、吉田防災研究会長
その他参加者：牧野、岩田、池谷、小澤、日高各会員
議題：静岡県災害対策士業連絡会の提案に基づき、2022年9月23日
の台風による豪雨災害による被災者支援活動に参加する件。
決定事項：支援活動は
（1）現地被災者相談活動
（2）被災者電話相談
の2点があり、県支部会員は個別にエントリーする。
支部長より会員に参加を呼び掛ける
防災活動期間：2022年10月～2024年10月末日

令和4年台風15号
専門家による
生活なんでも相談

静岡市被災者支援窓口併設

予約不要・無料

り災証明って
何に使えるの？

今後の生活が
不安…
使える
支援制度は？

浸水した家屋
の乾燥・消毒
方法は？

高額の修理・
レッカー費用を
請求された

日時
10月11日(火)～11月中旬
10:00～16:00
※ 土日祝は清水区のみ開催

場所

葵区 静岡庁舎新館 1階ロビー

駿河区 駿河区役所 3階

清水区 静岡市清水産業・情報プラザ 2階
(清水区相生町6番17号)
清水区会場は駐車場がないため、公共交通機関もしくは清水庁舎の駐車場をご利用ください。

★10月10日までと会場が
変わります

★どなたでも、どの会場でも
ご相談いただけます

主催
静岡県災害対策士業連絡会
静岡県弁護士会 ☎ 054-252-0008

弁護士・司法書士・行政書士・建築士・税理士・公認会計士・不動産鑑定士・
土地家屋調査士・社会保険労務士・技術士団体加盟

2. 現地被災者相談活動

3/32

2-2. 現地支援活動項目

台風15号による被災者支援 現地活動記録概要（原案作成：山之上会員 追加修正：吉田会員）

番号	相談日付 西暦年月日	対応会員	相談内容	報告書 ページ
1	22/10/4	日高、山之上	駿河区大谷の宅地造成宅地への土砂災害	4
2	22/10/6	日高、山之上	清水区河内の住宅に裏山土砂流入による災害、二次調査あり。	5
3	22/10/13	山之上	清水区鳥坂の自宅の農地が別宅の農地の土砂流入による被害	6
4	22/10/17	柴田	駿河区丸子 被災者様宅土砂流入災害	7～12
5	22/10/20	日高、西川	清水区河内の民家崩壊及び土砂流入現地調査	13～18
6	22/11/22	日高、山之上	葵区津渡野住宅裏山の土砂流出被害について今後の対策など 現調へ永野弁護士、植松弁護士同行	19～20
7	23/1/18	日高、山之上、馬淵	清水区の三池平古墳付近の地すべり崩壊による二次災害の恐れについて	21～26
8	23/3/8	日高、山之上、馬淵	清水区庵原山一乗寺の裏山土砂災害に対する対応策、永野弁護士、植松弁護士他1名同行。二次調査後に改めて説明する機会を作る予定。	27～28
9	23/4/26	日高、山之上	葵区大岩住宅裏とは背後斜面を目視観察して、斜面変状や露頭地盤及び留意事項を報告	29～32

3. 被災者電話相談

数人の会員が登録したが、被災者からの相談は無かったようである。

資料 3

詳細は日本技術士会静岡県支部HP (<http://ipej-shizu.sakura.ne.jp/>) に掲載しています

発災時における現地支援活動マニュアル(抜粋)

2021 年 5 月 1 日策定

公益社団法人日本技術士会中部本部

静岡県支部防災委員会

目 次

1. ハザードマップの使い方・防災ポイント
2. 避難先選択方法
3. 避難所運営方法マニュアル
4. マンション災害対策
5. 家族で考える防災 Q&A
6. タイムライン作成方法
7. 発災時の安否確認・連絡手段マニュアル

資料 4

中部本部静岡県支部外部依頼対応要領

平成 30 年 2 月 10 日 技術士会中部本部役員会承認
(改訂 1 版) 令和 7 年度 2 月 22 日 技術士会静岡県支部役員会承認

(目的)

第 1 条 本要領は、中部本部静岡県支部に外部からの技術士業務についての対応者の紹介依頼（以下「外部依頼」という）があった場合、「地域組織の運営についての詳細事項に関する規則」第 7 条（依頼業務）及び第 8 条（管理費）の適用についての詳細事項を定める。（IPEJ16-3-2017 技術士業務についての外部からの依頼に関する規則参照）

(法令の遵守)

第 2 条 外部依頼の内容については、受託業務であることを前提とし、職員や嘱託としての雇用が前提となった依頼については、法令を遵守し本会に対応しない。

(外部依頼の進め方)

第 3 条 外部依頼があったときは、静岡県支部（以下「事務局」という）はこれを静岡県支部事業開発委員会（以下「委員会」という）に報告するものとする。なお、外部依頼は、様式 1（技術士業務紹介依頼書）によるものとする。

2 委員会は、前項の報告を受けた場合、依頼内容に適合する正会員を速やかに選定し、受託の意思を確認の上、依頼者に紹介する。なお、選定が急を要する場合は委員会を開催せずに、「地域組織の運営についての詳細事項に関する規則」第 25 条に定める事務局と当該委員長との協議により処理することができる。

(会員の義務)

第 4 条 外部依頼に基づき業務を受託した正会員（以下「受託会員」という）は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 自己の責任範囲を超える恐れのある契約を結んではならない。
 - (2) 万一、依頼者との間で紛争が生じた場合には、誠意を持ってその解決にあたり、本会に責を及ぼしてはならない。
 - (3) 契約の内容により、必要な場合は担保責任を保証する保険を加入するものとする。
- 2 技術士業務の受託に当って、受託会員は、当該委員長に対して、様式 2（誓約書）によって誓約書を提出しなければならない。なお、受託業務内容などによって別途、制約事項を追加する場合がある。

(紛争への対応)

第 5 条 外部依頼に基づく業務について受託会員とクライアントとの間に紛争が生じた場合には、委員会は統括本部事務局と協議の上、この紛争に対して適切に対応しなければならない。

(管理費)

第 6 条 受託会員は、別に定める管理費を静岡県支部に納付しなければならない。

(参考)「中部本部の運営における個別事項に関する手引き」第 4 章 依頼業務第 15 条(管理費)

中部本部からの紹介に基づき業務を実施した会員は、業務完了時にその収入額の 10%相当額を中部本部静岡県支部に納付しなければならない。

- 2 ただし、当該業務に対する1年間の収入額が20万円以上の場合は、2万円の納付額を上限とする。
- 3 紹介した業務が複数年継続する場合は、1年目の収入額に2年目以降の見込み額を加えた額で管理費を計算し、1年目の完了時に2万円を上限に一括納付するものとする。

(業務状況報告等)

- 第7条 業務受託が決定した場合は、受託会員は様式3(技術士業務協議、受託、中間、完了報告書)によって委員会に報告しなければならない。
- 2 受託会員は、業務が完了した場合は、報酬金額の多寡に拘わらず、報酬金額受領より1ヶ月以内に様式3によって委員会に報告しなければならない。
 - 3 受託会員は、その契約の期間が1年以上のときは、4ヶ月毎に、その契約による業務の実施状況を、様式3によって委員会に報告しなければならない。

(本要領の違反に対する対応)

- 第8条 受託会員が、第4、6、7条のいずれかの規程に反したことが明らかとなった場合、委員会は統括本部事務局と協議の上、その処置を決定する。

(本要領に定めのない事項)

- 第9条 本要領に定めのない事項については、統括本部「技術士業務についての外部からの依頼に関する手引き」IPEJ16-5-2017を準用するものとする。

(本要領の改廃)

- 第10条 本要領を改廃する場合は、静岡県支部が中部本部役員会に付議し、「地域組織の設置運営に関する規則」IPEJ12-18-2024B第16条(個別規則の制定)に従い、中部本部役員会の確認を得て、当支部役員会において定めることができる。

附則1：本規約(初版)は平成30年1月13日より施行する。

附則2：本規約(改訂1版)は令和7年3月1日より施行する。

(日本技術士会規程のIPEJ規程管理番号を更新、様式3を改訂)

技術士業務紹介依頼書

(様式1)

年 月 日提出

公益社団法人 日本技術士会 中部本部

静岡県支部長 殿

(E-mail : ipej-shizu@ipej-shizu.sakura.ne.jp)

申込者(企業等名)

下記の業務を依頼したいので、技術士をご紹介くださるよう申し込みます。

所属機関 ・ 部署			担当者氏名		
Tel.		Fax.		Email	
所在地	〒				
件名					
依頼内容 ※1					
職員や嘱託としての雇用や雇用が前提となった場合には、法令により本会に対応できませんのでご注意ください。					
以下は、公益社団法人 日本技術士会中部本部静岡県支部で記入します。					
受託決定日					
受託者					
受付・対応					
具体的対応					

※1 依頼先、要請技術(できるだけ詳しく、何をすればよいのかわかる程度)、期間、報酬、旅費交通費、通訳、カウンターパートの有無、要請の背景など、及び事前の打合せなどできるだけ詳細に記入してください。この用紙に入らない場合は、別紙で記入しても結構です。併せて、企業などの概要がわかる資料を添付してください。

(様式 2)

年 月 日

公益社団法人 日本技術士会
中部本部静岡県支部 事業開発委員長 殿

住 所

電話番号

氏 名

印

受託業務名: _____

依頼者名: _____

誓 約 書

私は標記の業務の遂行に当たって、「中部本部静岡県支部への技術士業務の外部
依頼運営要領」を遵守の上、下記の事項を誓約します。

記

1. 依頼者と契約を交わし、公益社団法人日本技術士会および技術士の名誉を
かけて業務を遂行します。
2. 技術士法第 4 章の技術士等の義務に則った行動をします。
3. 技術士倫理要綱に則った行動をします。

以上

(押印は電子ファイルにて受託会員が E メールにて事務局に提出する場合は省略可)

【様式3】

提出日：_____

公益社団法人日本技術士会 御中

登録番号：T7010405009513

技術士業務協議、☐ 受託、☐ 中間、☐ 完了 報告書

氏 名	(印)
電 話	
E - m a i l	
受託業務名	
整 理 番 号	

受託協議は、☐ 成立 (成立の場合は、下表に必要事項を記入してください。)
☐ 不成立 理由：_____

項目	内容
業務依頼者等名(業種)	
業務依頼者住所	〒
業務依頼者先部署、担当者、電話	(部署) (担当者) (電話)
業務依頼者E-mail, URL	(E-mail) (URL)
受託期間	(始期) ~ (終期) (費やした時間) 時間※1
受託業務内容※2	
業務完了報告※3	
報酬金額	円 (消費税込)
管理費	手引きに基づき、受託者が計算をしてください。(管理費を入力すると消費税は自動計算されます。) 円 (内10%消費税) 円)
実行委員会欄	委員会において業務内容、結果、手数料などの確認をします。
事務局使用欄	手数料計算、入金など確認した事項を入れます。

※管理費納入先：ゆうちょ銀行 店名 二三八(読み ニサンハチ) 普通預金・口座番号 0047541

名義 公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

様式3は、①協議結果の報告と②受託業務中間・完了の報告に使用します。

(押印は電子ファイルにて受託会員がEメールにて事務局に提出する場合は省略可)

※1「費やした時間」とは、概ねその業務に費やした時間のことです。

※2受託した業務内容、報酬の支払い条件及び契約書の有無をできるだけ詳しく記入してください。

但し、企業秘密などに関することは、支障のない範囲で結構です。

※3要請された業務に対する達成度、発展性、継続性などを記入してください。

クライアントおよび技術士会に対する要望や、技術士業務の希望者に参考となる事項がありましたら記載してください。

この欄に収まらない場合は、別紙で記入してください。

資料 5 県支部内規(追加分)

全国大会参加経費等の支部負担について(内規)

2025年2月22日

公益社団法人日本技術士会中部本部静岡県支部

県支部では、統括本部や中部本部、他県支部とのコミュニケーションを深め、情報収集を行うとともに支部活動等の情報発信を行い、県支部の地位向上並びに支部活動に活かすことを目的に、全国大会等の行事に代表者を積極的に派遣する。この代表者の参加経費等は県支部予算から拠出する。

1. 全国大会等の行事に代表者を派遣する際、交通費と宿泊費を負担する。
2. 交通費は実費とする。
3. 宿泊費は1泊13000円までとする。(統括本部規約の講師宿泊規則に準ずる)
4. 行事参加内容を役員会等で報告する。

(参考) [\(追2-08\) 講演会及び見学会等開催補助費に関する手引き | 公益社団法人 日本技術士会](#)
(管理番号：IPEJ 13-15-2024)

(補助の限度額)

第7条 次の各号に掲げる費用を補助の対象とする。

- (5) 講師の都合等やむを得ない事情により宿泊が必要な場合、領収証等の証憑に基づき、立替られた金額のうち1泊13千円を上限に宿泊費として支給する。

資料 6 技術者倫理研究会の発足について

(一社) 日本技術士会中部本部静岡県支部倫理研究会発足について

2025 年 4 月 1 日

(目 的)

技術士は、科学技術の利用が社会や環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、業務の履行を通して安全で持続可能な社会の実現など公益の確保に貢献していくことが求められている。

(一社) 日本技術士会中部本部静岡県支部（以下静岡県支部と表す）の会員で技術者倫理について関心を持つ者同士が相互の協力を図り、研究の発表、情報交換等の場を提供し、技術士の倫理実践力の向上に貢献していく。

(活動内容)

当研究会は継続的に倫理活動に取り組む意思のある会員有志による自発的な活動グループであり、次の活動を行う。

- (1) 研究会の目的を達成するために必要な活動
- (2) 研究報告会、講演会等の開催、支部会報への投稿
- (3) 中部本部倫理委員会との情報交換。

(発足・継続・廃止)

日本技術士会中部本部静岡県支部研究会規約第 4 条に準じる

(入会、会員)

静岡県支部事務局を通じ入会を案内し会員を募る。

(会費)

会費は無料。会場費用については静岡支部の研究会の規約に準じ支部の負担とする。

(役 員) 任期は、1 年とする。継続する時は研究会員の承認を得る。

- ・会長 石垣治久(環境)
- ・監事 田中寛(建設、総監)

(静岡県支部からの支援)

日本技術士会中部本部静岡県支部研究会規約第 12 条に基づき静岡県支部は、各研究会に、以下の事項を支援する。

- (1) 研究会開催の会場費
- (2) 研究会開催の出席者の交通費
- (3) 研究で使用する書籍費や出張交通費及び消耗品
- (4) 静岡県支部内で必要な人材の斡旋

このうち会場費、交通費に関しては、静岡県支部会計委員にその都度請求する。
但し、(3)、(4)については書面での「理由書」を役員会に提出し、決議する。

(研究会の議事録)

開催都度に議事録を作成し、研究会全員に配付する。

(資産の構成、会計)

研究会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成するが、資産は静岡県支部にある。

- (1) 活動に伴う収入
- (2) 購入物品
- (3) 成果物の著作権
- (4) 事業報告及び決算)

- 1) 各研究会の活動等報告については、年次大会で行なう。
- 2) 研究会の会計年度は、毎年6月1日より翌年5月31日までとする。
- 3) 研究会の予算は、年度初めに役員会へ提出し承認を得る。その際の会議会場費、交通費以外の項目については、その使途目的を明確化すると共に、その結果を年次大会で報告する。

以上

2025年度 倫理研究会活動について

- (1) 4～5月に第1回研究会を開催し、今年度活動方針を協議決定する。
- (2) 会員の業務経験に関連する(関心の高い)国内外事例を調査研究し、技術者教育の実践、技術者倫理の向上に役立てる。現役の技術者に役立つ情報をアウトプットしていく。
- (3) 外部講師を招いての勉強会を年1回開催する
- (4) 静岡県支部 CPD 例会等での年1回発表を目指す。
- (5) 活動状況は静岡県支部のホームページに掲載する。

